

令和3年第7回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和3年7月1日（木）午後2時00分から午後3時40分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、 大澤 正幸、 中村 茂、 小林 司朗、 奥村 久光、 可児 博恭、 玉木 武義、 奥村 武司、 伊藤 卓、 奥村 富雄、 栗本 京治、 樋口 孝男、 中根 章子
農地利用最適 化推進委員	熊澤 政行、 佐橋 和弘、 勝野 仁司、 奥村 廣二、 飯田 繁好、 鈴木 好則、 奥村 松市、 奥村 榮造、 三宅 静喜
欠席委員	若尾 英夫
事務局	事務局長 高井美樹、 課長 杉山尚示、 係長 金澤 貴、 再任用職員 前田 晃
議案	<p>第32号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について</p> <p>第33号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第34号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第35号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について</p> <p>第36号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について</p> <p>第37号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について</p> <p>第38号 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見について</p>
議長	<p>皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。</p> <p>令和3年第7回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員の出席は、6番若尾英夫委員から欠席届が提出されておりますので、13名で定足数に達しております。</p> <p>また、推進委員については、出席委員は9名です。</p> <p>これより令和3年第7回可児市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議長において指名することにご異議ございませんか。</p>
委員 議長	<p>【異議なしの声多数あり】</p> <p>それでは、5番奥村久光委員、7番可児博恭委員の両名を指名します。</p>

議 長 続きます、日程第2、議案第32号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題とします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第2、議案第32号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転1件と贈与による所有権移転1件の合計2件です。受付番号1番は、美濃加茂市の方と今渡の方による売買による所有権移転で、3条許可を求めるものです。

今渡地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのこと。詳細については、資料のとおりです。

権利取得後の面積が1,180㎡で3,000㎡以下ですが、申請地は北東及び北西側が譲渡人を含めた共有地の私道、南東及び南西側が譲渡人所有の畑に囲まれており、公道に接していないため直接出入りできません。また、他の共有者はいずれも取得後の耕作面積が最低経営面積である3,000㎡を下回り、取得の意思も示していません。私道共有者全員の同意書が添付されています。

譲受人も取得後の耕作面積が3,000㎡を下回りますが、農地法施行令第2条第3項第3号の不許可の例外規定により、取得可能です。

受付番号2番は、京都府精華町の方と室原の方による贈与による所有権移転で、3条許可を求めるものです。

室原地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのこと。詳細については、資料のとおりです。

受付番号1番は、農地法第3条第2項第5号に該当しますが、農地法施行令第2条第3項第3号の不許可の例外規定により、権利の移転は妥当と考えます。

受付番号2番は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移転は妥当と考えられます。

議 長 只今、事務局から説明がありました、地元委員からの発言を求めます。

熊澤委員 受付番号1番、今渡お願いします。

推進委員1番の熊澤が報告します。

今回の申請地は、今渡地区でもまだ農地が残っている地域にあり、取得後の面積が3,000㎡を下回りますが例外規定により取得可能とのこと、問題ないと思います。

議 長 続きます受付番号2番、室原お願いします。

奥村(廣)委員 推進委員4番の奥村が報告します。

場所の説明。現況は耕作されており、本家、新屋の関係により贈与として所有権移転され、畑として耕作をされるということで問題はないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

委 員 【意見なしの声あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第2、議案第32号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権

委員 長 移転申請に対する許可については、当委員会として許可することにご異議ございませんか。

委員 長 【異議なしの声多数】

委員 長 異議ないものと認め、本案件は、許可することに決しました。

委員 長 続きまして、日程第3、議案第33号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第3、議案第33号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について説明します。

事務局 今月は、1件の申請があります。

事務局 受付番号1番は、広見の方が、農地転用の許可を求めるもので、広見地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅の庭と駐車場3台分を整備するとのことでした。

事務局 その他、詳細については資料のとおりです。隣接地に農地はありません。

事務局 以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

委員 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。

樋口委員 受付番号1番、広見をお願いします。

委員 長 農業委員13番の樋口から現地確認の報告をします。

委員 長 自宅と一体利用して庭と駐車場を整備されます。周囲は自宅敷地と道路であり転用されても問題ないと思います。

委員 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等がございますか。

委員 長 【質疑なしの声多数】

委員 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

委員 長 日程第3、議案第33号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見については、当委員会としてこれを許可相当として市に進達することにご異議ございませんか。

委員 長 【異議なしの声多数】

委員 長 異議ないものと認め、本案件は、許可相当として市に進達することに決しました。

委員 長 続きまして、日程第4、議案第34号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題とします。

事務局 なお、受付番号2番、6番、13番から15番の案件は取り下げとなっております。

事務局 また、受付番号9番の案件は、推進委員8番の奥村榮造委員が関係者であるため、委員の退席を求めます。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第4、議案第34号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転を伴う農地転用許可申請の内容について説明します。

事務局 今回の申請の内訳は、売買による所有権移転8件、使用貸借権の設定が4件、賃借権の

設定が1件の合計13件です。

受付番号9番の説明を先にします。

受付番号9番は、瀬田の方外1名と美濃加茂市の法人による使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は瀬田地内で、共同住宅建築予定地のボーリング調査を行うとのことです。

詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策として、境界より控えて調査を行うとのことです。

共同住宅建築予定地で地盤調査のため一時転用するもので許可日から6か月の予定です。

共同住宅建設で開発要件となります。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

瀬田、お願いします。

栗本委員 農業委員12番の栗本が報告します。

一時転用でボーリング調査を実施するとのことで問題ないと思います。

ただ、ボーリング調査では、水を多く使うと思うので、排水は注意してほしい。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

熊澤委員 ボーリング調査の目的は何か。

共同住宅を建築予定のため、地盤調査のためのボーリング調査です。

事務局 他にご質問はありませんか。

議長 【質問なしの声多数】

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第34号、受付番号9番については、許可相当として市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第34号、受付番号9番は許可相当として市に進達することに決しました。

それでは、奥村榮造委員の議事参加を認めます。

議長 引き続き、議案第34号を議題といたします。

なお、受付番号4番の案件が、日程第5、議案第35号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号1番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 受付番号1番は、今渡の方外2名と美濃加茂市の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は今渡地内で、隣接地を一体利用して貸家を建築するとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック積を施工することで土砂等の流出

を防ぐとしています。

なお、申請地西側に住宅敷地があり、一体利用開発として開発協議が必要となります。

受付番号2番は、取り下げとなりました。

受付番号3番は、下恵土の方と下恵土の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は下恵土地内で、隣接地を一体利用して貸駐車場敷地にするとのことです。

令和元年10月21日付け5条許可に基づき施工された際に、境界杭の位置が誤っており、駐車場が一部越境してしまっていたため、是正するものです。

令和2年2月頃から貸駐車場としているため、始末書が提出されています。

なお、転用事業者が土地を取得し、娘夫婦に使用貸借するため、貸駐車場となっています。

周辺農地等への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更はありません。

受付番号4番は、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請、受付番号1番と同一案件となります。

なお、事業計画変更申請の内訳は、売買による所有権移転が1件です。

受付番号4番は、多治見市の法人と今渡の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は徳野南2丁目地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

当初事業者は、資材用倉庫を建築する予定でしたが、経営が悪化したため事業を実施しませんでした。事業継承者は、アパート住まいで手狭になったため、個人住宅を建築して転居をしたいとのことでした。

受付番号5番は、土田の方外2名と春日井市の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は土田地内で2区画に宅地分譲するとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することで土砂等の流出を防ぐとのことでした。

受付番号6番は、取り下げとなりました。

受付番号7番は、塩河の方と美濃加茂市の方による使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

使用借人は塩河地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準は、第1種農地と判断される農地ですが、日常生活上必要な施設（住宅）で集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できないための例外規定に該当します。

受付番号8番は、柿下の方と柿下の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は柿下地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準は、第2種農地と判断される農地で、代替地は検討済みです。

その他、詳細については資料のとおりです。隣接地に農地はありません。

受付番号9番は、先ほど審議いただきました。

受付番号10番は、春日井市の方外3名と久々利の法人による賃借権の設定で、転用許可を求めるものです。

賃借人は柿田地内で、隣接地を一体利用して仮設事務所を建築し、進入路、資材置場を整備するとのことです。

立地基準は、第2種農地と判断される農地で、代替地検討されています。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

東海環状自動車の四車線化工事に伴う仮設事務所、進入路、資材置場とするため一時転用するもので、令和3年8月1日から令和6年7月31日までの3年間の予定です。

受付番号11番は、平貝戸の方と八百津町の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は平貝戸地内で、隣接地を一体利用して資材置場を整備するとのことです。

立地基準は、第2種農地と判断される農地で、隣接地と一体利用されます。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、境界より控えて土場として利用するとのことです。

受付番号12番は、平貝戸の方と平貝戸の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は平貝戸地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準は、第2種農地と判断される農地で、隣接地と一体利用されます。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、造成や建築工事を行わず、現状と変更ありません。

平成10年12月頃、造成して宅地として利用しているため、始末書が提出されています。

受付番号13番、14番、15番は取り下げとなりました。

受付番号16番は、中恵土の方と各務原市の方による使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

使用借人は中恵土地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

なお、平成20年ごろ、車庫を建築して利用しているため、始末書が提出されています。

受付番号17番は、石井の方外3名と広見の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は中恵土地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号 18 番は中恵土の方と中恵土の方による使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

使用借人は中恵土地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準は、第 2 種農地と判断される農地で、隣接地と一体利用されます。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議 長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、地元委員からの発言を求めます。

受付番号 1 番、今渡をお願いします。

熊澤委員 推進委員 1 番の熊澤が受付番号 1 番の案件について報告します。

受付番号 1 番ですが、今渡地内の名鉄日本ライン今渡駅の西の住宅地の一角の農地の転用です。周辺も宅地化されており南側の道路からの進入として問題ないと思います。

議 長 受付番号 3 番、下恵土、受付番号 4 番及び事業計画変更受付番号 1 番、徳野南お願いします。

中村委員 農業委員 3 番の中村が受付番号 3 番、受付番号 4 番及び事業計画変更受付番号 1 番の案件について報告します。

受付番号 3 番ですが、下恵土地内国道 248 号線徳野南交差点西の場所で、以前転用許可を受け住宅を建築した際、境界杭がずれており一部隣接農地へはみ出していたため追加で転用許可を得るもので始末書も提出されており問題ないと思います。

受付番号 4 番及び事業計画変更受付番号 1 番ですが、徳野南の区画整理地内で、道路側溝、上下水道ともに整備されており、事業計画で一般住宅の建築ですので問題ないと思います。

議 長 受付番号 5 番、土田をお願いします。

小林委員 農業委員 4 番の小林が受付番号 5 番の案件について報告します。

受付番号 5 番ですが、土田富士ノ井地区の苗田として利用していた一角を宅地分譲する転用申請です。苗田として利用していた水田のため、道路側には用水路、周囲にも水路があり下流側では耕作をしている方もあるので、水路の確保、補修等が必要なため、適正な指導等により転用は可能な案件です。

議 長 受付番号 7 番、塩河をお願いします。

可児委員 農業委員 7 番の可児が受付番号 7 番の案件について報告します。

受付番号 7 番ですが、塩河の西川地区の農地で、お父さんの土地を娘さんが借りて住宅を建築するための転用です。東、南は道路、北は宅地、西は貸人農地で、問題ないと思います。

議 長 奥村(富)委員	<p>受付番号 8 番、柿下お願いします。</p> <p>農業委員 11 番の奥村が受付番号 8 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 8 番ですが、柿下公民館東 200m の所で売買により譲受人が住宅を建築されます。近くには、譲受人の親も居住しており、周辺は住宅が点在しており問題ないと思います。</p>
議 長 栗 本 委 員	<p>受付番号 10 番から 12 番、柿田、平貝戸お願いします。</p> <p>農業委員 12 番の栗本が受付番号 10 番から 12 番について報告します。</p> <p>受付番号 10 番ですが、柿田の東海環状自動車道の高架横の農地で現況は不耕作地です。四車線化工事のため仮設進入路、工事事務所及び資材置場として利用され、問題ないと思います。返却時には平らにさせていただくと耕作できると思います。</p> <p>受付番号 11 番、12 番は同一場所なので一緒に報告いたします。</p> <p>平貝戸の可児川に面した農地を建築資材置場と一般個人住宅に転用するものです。</p> <p>11 番の資材置場については、水路に囲まれており埋立て、資材置場として利用するなら水路への影響がないよう注意が必要です。</p> <p>12 番は、問題ないです。</p>
議 長 三 宅 委 員	<p>受付番号 16 番から 18 番、中恵土お願いします。</p> <p>推進委員 9 番の三宅が受付番号 16 番から 18 番について報告します。</p> <p>受付番号 16 番ですが、中恵土上野で西と北は市道に面していて側溝があります。</p> <p>東、南はコンクリートブロックを敷設して土砂の流出を防ぐとしています。上下水道とも整備されており問題ないと思います。</p> <p>受付番号 17 番ですが、南北に長い土地で、南へ傾斜をしております。</p> <p>雨水排水が、当初自然浸透としてあり心配がありましたが、排水管理設として変更になり解決できました。また、周辺の被害防除対策が不明でしたが、コンクリートブロックを設置と確認でき、問題ないと思います。</p> <p>受付番号 18 番ですが、現地確認時には東側の被害防除策が確認できませんでしたが、コンクリートブロックを設置されると確認できました。道路からの延長敷地が長いですが、南側の道路への雨水排水、上下水道取り出しと問題ないと思います。</p>
議 長 事 務 局	<p>只今、地元委員から発言のありました件について、何かご意見、ご質問はございませんか。受付番号 5 番土田の水路の確認、受付番号 11 番、12 番の平貝戸の水路の確認、事務局から回答をお願いします。</p> <p>受付番号 5 番土田については、土地改良区域外で関係する委員の意見は聴取、確認していません。南の水路は市が管理となっているため、水利組合等の確認はしていません。</p> <p>現在のところ、水路は可児市管理のため影響、問題ないと判断しています。</p> <p>事業実施になれば、水路の改修が必要で、市へ自費工事申請が提出されるため、担当課から指示を出し、工事を実施していただきます。</p> <p>11 番、12 番の水路は事務局でも現況の確認はしています。かなり深い水路のため、水路から控えて影響がないよう事業を実施するとしています。今回の意見を事業者へ伝えます。</p> <p>10 番の一時転用については、現状復旧が通常であり、平らにしての返還がいいのであれば、伝えます。</p>
栗 本 委 員	<p>11 番、12 番の案件は、水利組合が、明智用水とくさかべ用水の両方が関係しているため、</p>

両方の意見聴取をお願いします。

中村委員 5番の宅地分譲や11番の資材置場の雨水排水が自然浸透となっているが、農業用水路や排水路など農業用施設に本当に影響がないかを確認する必要があると思います。

事務局 今まで自然浸透については、問題が発生したとは聞いていません。

議長 11番、12番について、栗本委員から水利組合からの意見聴取をしてほしいと意見が出ていますが、今回の判断はどうなりますか。

事務局 現在は、明智用水からの意見書は提出されています。しかし、くさかべ用水からの意見書が提出されていないので、意見書の提出が条件として、意見案件として処理をお願いします。

議長 他に何かご意見はありませんか。

玉木委員 議案書の事業計画変更申請について、備考の下段に計画通り事業を遂行できない理由が記載されていないが、議案書としては記載するのが本来ではないか。

事務局 今までは、議案書への記載はなしで、説明資料に変更理由を記載し説明してきていました。今後は議案書へ記載をしていきます。

議長 他に何かご意見はありませんか。

中村委員 受付番号5番は、浸透柵を設置しての自然浸透ですか。

事務局 浸透柵の設置のない、自然浸透となります。

議長 他に何かご意見はありませんか。

他にご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第34号受付番号1番、3番から5番、7番、8番、10番、16番から18番並びに議案第35号についてと11番、12番については水路管理者の同意書提出の意見付きとして、それぞれ許可相当及び承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第34号受付番号1番、3番から5番、7番、8番、10番、16番から18番並びに議案第35号と11番、12番については水路管理者の同意書提出の意見書付きとして、許可相当及び承認相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第6、議案第36号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第36号、土地現況確認申請書（非農地）について説明します。

申請は、1件です。

受付番号1は、下恵土の方外1名が所有する今渡及び下恵土地内の畑です。

該当農地は、昭和47年頃に耕作をしなくなり、昭和47年に車庫が建築され、現在に至るとのことです。

昭和47年建築の農業用機械の車庫、農産物、農機具倉庫が建築されています。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

なお、受付番号1番は下恵土と今渡の両方の地区にかかります、面積の多い下恵土からお願いします。

中 村 委 員 農業委員 2 番、中村が現地確認の報告をします。
場所は、鳴子近隣公園テニスコートの東側です。
昭和 47 年から農業用車庫、農機具倉庫が建築されており、現況は非農地として認めても良いと思います。

議 長 今渡、補足説明をお願いいたします。

熊 澤 委 員 推進農委員 1 番、熊澤が現地確認の報告をします。
中村委員の報告の通り、農業用車庫、農機具倉庫が建築されて宅地化されており、50 年以上経過しており現況は非農地として問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【質疑なしの声多数】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
本案件について、承認することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、本案件は承認することに決しました。

議 長 続きまして、日程第 7、議案第 37 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。
それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局 日程第 7、議案第 37 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について説明します。
申請は、18 件です。
受付番号 1 番から 13 番は、同じ法人が借人となりますので、併せて説明をします。
神奈川県相模原市の方外 13 名と土田の法人との間での再設定の解除条件付賃借権の設定です。
土田地内の該当農地について、令和 13 年 7 月までの 10 年間利用集積を図るものです。
受付番号 14、15 番は、同じ法人が借人となりますので、併せて説明をします。
美濃加茂市の方外 1 名と塩河の法人との間での新規の解除条件付賃借権の設定です。
塩河地内の該当農地について、令和 8 年 7 月までの 5 年間利用集積を図るものです。
受付番号 16 番は、瀬田の方と広見の法人との間での新規の解除条件付使用貸借権の設定です。
瀬田地内の該当農地について、令和 8 年 7 月までの 5 年間利用集積を図るものです。
受付番号 17 番、18 番は、塩の方外 1 名と土田の方との間での新規の使用貸借権の設定です。

議 長 塩地内の該当農地について、令和 8 年 7 月までの 5 年間利用集積を図るものです。
只今、事務局から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【質疑なしの声多数】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

委員 長 本案件については、これを承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 長 【異議なしの声多数】

委員 長 異議ないものと認め、本案件はこれを承認し、市に報告することに決しました。

議 長 続きまして、日程第 8、議案第 38 号、時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第 8、議案第 38 号、時効取得を原因とする農地についての権利の移転又は設定の登記事案について説明します。

取得時効完成の要件ですが、次の 4 項目すべてを満たす必要があります。

1. 所有の意思のある占有であること、 2. 平穏かつ公然の占有であること

3. 他人の農地の占有であること、 4. 一定期間（20 年間）占有が継続すること

であります。

令和 3 年 5 月 19 日付けで岐阜地方法務局美濃加茂支局より、1 件 2 筆の時効取得の登記申請があった旨の通知がありました。これを受け、現地の確認及び関係者への聞き取りを行い、実情を調査しました。

土地の概要、その他詳細については、資料のとおりです。

対象部分は、隣接地とともに農業用倉庫が建てられ、樹木が植わっており、農地性はありません。

権利者と義務者は親戚関係であり、昭和 51 年 12 月 6 日より対象地に倉庫を建築したり樹木を植えていました。2～3 年前に権利者が義務者に対し、対象地を占有している旨の説明を行いました。固定資産税は畑で課税されており、納税通知書は義務者へ送付されています。令和 3 年 6 月 22 日に事務局で現地確認及び関係者の聴取を実施しました。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言をお願いします。

中村委員 下惠土お願いします。

中村委員 農業委員 3 番、中村が報告します。

議 長 要件を満たしており、両者が納得されており問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 長 【質疑なしの声多数】

委員 長 意見も無いようですのでお諮りいたします。

本案件について、取得時効完成の要件を具備するものとして異議なしとして、市に報告することに、ご異議ございませんか。

委員 長 【異議なしの声多数】

委員 長 異議ないものと認め、本案件は異議なしとし、市に報告することに決しました。

以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

はじめに、農地の適正管理の6月指導分について報告します。

別添資料1をご覧ください。(件数9件)

6月に近隣の耕作者・住民等から農業委員会事務局に苦情が寄せられた農地です。

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

次に農業用施設の届出の6月届出分についてです。

別添資料2をご覧ください。(件数1件)

今渡と下恵土にまたがる土地で農業用倉庫1件、2棟の届出がありました。

続きまして、6月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。

今回は、3件の相続に伴う届出があり、田は7筆、面積5,633.17㎡、畑は28筆、面積12,348.00㎡で、田と畑の合計は35筆で、面積は17,981.17㎡でした。

それでは、今後の日程について説明します。

次回の現地確認は8月2日の月曜日を予定しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。

また、令和3年第8回農業委員会総会は、8月5日木曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

但し、議会開催日であるため、4階第1、第2会議室になる可能性もあります。

これをもちまして、令和3年第7回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。